

分かりにくい税金関係を利用して

所得税の確定申告も近づき、所得税や消費税の還付申告が多くなる季節となります。これらに便乗した詐欺も増えているようですのでご注意ください。

国税庁のホームページを覗くと、税法や申告の情報に交じって、“詐欺にご注意”のお知らせも載っていますので、ご紹介します。

(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)

◆税務職員を装った者からの不審な電話など

【不審な電話】

国税局や税務署の職員を名乗る者から、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などを聞き出す事例

税務職員を名乗り、「滞納通知を同姓同名の別人に誤って送付した」などと言って、住所や名前を聞き出す事例

税務署員を名乗り、未公開株や社債の取引に関連して、銀行口座を聞き出したり、手数料の支払い要求をしたりする事例

高齢者を対象に架けてくることが多く、保険の加入状況なども聞いてくる場合があります。

中には、「アンケートに協力しないと大変なことになる。罰則に近いことが行われる。」などの脅しめいたことをいう場合もあるようです。

【不審なメール】

国税庁や類似した名称を名乗り、携帯電話に「還付金の受取口座情報を返信してください」などのメールが届く事例

国税庁から委託された滞納整理の業者を名乗り、「未払い税金があるので不動産を差し押さえる」、「支払能力がなければ家族や親戚から回収する」などのメールが届く事例

【不審な訪問】

税務職員を名乗って自宅に訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去ったりする事例

◆税務職員を装った「振り込め詐欺」

税務職員を装い、ATMを操作させて振り込みを行わせる「振り込め詐欺」

◆被害に遭わないための注意事項

1. 税務職員が納税者に電話でお問い合わせをする場合には、提出された申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。
2. 税務職員が納税者の金融商品などの取引に関して手数料の振込みを求めることはありません。
3. 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書を必ず携帯しています。(徴収担当は徴収職員証票と身分証明書) 所属、氏名等を確認してください。
4. 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。
5. 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
6. 国税局や税務署では、滞納整理を外部業者に委託しておりません。

※日本年金機構は、年金加入の調査を外部業者に委託しています。

7. 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。
8. 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等のATMの操作を求めることはありません。
9. 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

また、架空の株券などに税務署の“税印”を押なつて信ぴょう性を増し、金銭を搾取する詐欺も発生しています。(税印とは、収入印紙の代わりに表示されるもので、株券などの真正性を保証するものではありません。)

大切なことは、

- ① 分からなかったら即答しない
(折り返してこちらから連絡をする)
- ② その場で現金や財産を渡さない
- ③ その場で支払(会報の購読や有料講習会)をしない

何はともあれ、「おかしいな」と思ったら、すぐに朝日税理士法人にご相談ください。

(文責：関内事業部 青野 俊彦)



鬼は外、福は内

2月3日は節分です。皆さんのお宅では豆まきをなさいますか？

節分は季節の分かれ目を意味し元々は「立春」「立夏」「立秋」「立冬」の前の日を指し、年4回でした。節分が特に立春の前日を指すようになったのは、冬から春になる時期を一年の境とし、春を迎えるのは新年を迎えるにも等しいくらい大切な節目、つまり現在の大晦日と同じように考えられたためです。そして、季節の変わり目には邪気が入りやすいと思われていたため、形の見えない災害、飢饉などの出来事は、邪気である鬼の仕事と考えられました。また大豆は米に次いで神事に用いられ米より粒が大きいことから新しい年を迎える前日に鬼に豆をぶつけ邪気を祓い、福を呼び込もうとしたわけです。ここで、豆まきには炒った豆を使わなくてははいけません。生の豆を使って拾い残しがあると、そこから芽が出て縁起が悪いとされるからです。



余談ですが、鬼が住むのは鬼門となる丑寅の方角なので牛（丑）の角とトラ（寅）の牙を持ち、虎皮の褌をしているのだそうです。

加えて、最近では恵方巻きを食すようになりましたが、これは大阪の船場で巻き寿司を食べる風習が後に海苔問屋が行ったイベントにより関西から全国へ広がったそうです。恵方巻きは福を巻き込むから巻き寿司、縁を切らないように包丁を入れずに用意し、七福神にあやかり7種類の具材が入ったものなら一層良いようです。恵方を向き願い事をしながら、しゃべると運が逃げてしまうので黙々と食べる。是非、参考してみてください。因みに、今年の恵方は東北東のやや右です。

(文責：逗子事業部 甲斐 信枝)

自動車を運転できる日がくるかしら？

私の担当する顧問先は自動車に関わる法人が多い反面、ペーパードライバーの私には自動車関連税に馴染みがないので、自動車に関しての今後の税についてまとめてみました。

- ・車体課税の見直し
 - ・消費税8%段階での措置
 - －自動車取得税 ⇒ 税率引下げ（自家用乗用車を5%→3%、営業用自動車及び軽自動車を3%→2%）。エコカー減税。
 - －自動車重量税は、平成26年度以降新規取得した「免税車」について2回目車検時も免税とする一方、13年超～18年未満の経年車の課税を強化。
 - ・軽自動車税の見直し
 - －平成27年度以降に新規取得される新車の自家用乗用車
 - ⇒ 税率を1.5倍引上げ（7,200円→10,800円）
 - －原付・小型二輪等
 - ⇒ 税率を約1.5倍引き上げたうえで、最低2,000円に引上げ（原付：1,000円→2,000円）
 - ・消費税10%段階での措置
 - －自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施。

消費税との関係で調整が図られているようです。

春になったら、逗子の海岸線のドライブに挑戦してみたいと思っています。脱、ペーパードライバーを目指して特訓をしてみようかな。



(文責：逗子事業部 高橋 智江子)